

## 指定管理者評価判定結果報告書

令和4年 7月 5日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会  
委員長 古 橋 知 美 印

令和3年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名 称	①高浜市南部ふれあいプラザ ②高浜市南部第2ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	①平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日 ②平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	24.6点	98.4%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	40点	34.4点	86%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	90点	84点	93.3%	A
7. 評価結果についての講評				
別紙のとおり				

## 「評価結果についての講評」

- ◆事務局の評価について、適切に行われていると思われる。委員から幾つか指摘があり、説明の難しい点やこれまで継続する事業の中での変化・努力といった事柄が明確化されるとよい。
- ◆ヒアリング・報告書から、変わらず取り組みの素晴らしさうかがえるので、今後も期待している。
- ◆介護予防関連の事業も積極的に行われ、評価できる。今後も地域とのつながりの深さを期待したい。
- ◆コロナ禍であってもそれなりの成果をあげられていると拝見した。ここで得られた教訓を取りこんで、今後より良い活動をしていただきたい。
- ◆個人情報の取り扱いには、更に注意してほしい。
- ◆施設管理はよくやられているが、収支の予算と実績の差が大きい項目の理由が不明。
- ◆地域団体として、顔の見える関係者が管理運営に携わることで、親しみやすさや幅広い世代の方が利用できる体制となっている。